

給食施設の分類と根拠法令

給食施設は、組織体に附属する施設であり、対象者、行政指導官庁、根拠法令により、その目的や運営の方法が異なる。

(1)給食対象者による分類

分 類	主な法令根拠	該当施設		
学校	学校教育法第1条に規定する学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校		
		中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校		
	学校教育法第124条に規定する専修学校			
	学校教育法第134条に規定する各種学校			
	学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場			
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園のうち、幼稚園			
病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院 (児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設も含む)	指定通所リハビリテーション事業所 指定療養介護事業所(障害者総合支援法)		
介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設	指定通所リハビリテーション事業所		
介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院	短期入所療養介護(ショートステイ)		
老人福祉施設	老人福祉法第5条の3に規定する施設	老人デイサービスセンター	介護保険法等上の関連事業等名称	指定通所介護事業所
		老人短期入所施設		地域密着型通所介護
		養護老人ホーム		指定認知症対応型通所介護事業所
		特別養護老人ホーム		指定短期入所生活介護事業所
		軽費老人ホーム		指定介護老人福祉施設
		老人福祉センター		指定地域密着型介護老人福祉施設
		老人介護支援センター		指定認知症対応型共同生活介護事業所、 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
分 類	主な法令根拠	該当施設		
児童福祉施設	児童福祉法第7条に規定する施設	助産施設		
		乳児院		
		母子生活支援施設		
		保育所		
		幼保連携型認定こども園		

		児童厚生施設		
		児童養護施設		
		障害児入所施設		
		児童発達支援センター		
		児童心理治療施設		
		児童自立支援施設		
		児童家庭支援センター及び里親支援センター		
	社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの			
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園(幼稚園を除く)			
社会福祉施設	生活保護法第38条に規定する施設	救護施設		
		更生施設		
		医療保護施設		
		授産施設		
	宿所提供施設			
身体障害者福祉法第5条第1項に規定する施設	身体障害者福祉センター	障害者総合支援法上の関連事業名称	指定短期入所事業所 指定生活介護事業所 指定共同生活介護 共同生活援助事業所	
	補装具製作施設			
	盲導犬訓練施設			
	視聴覚障害者情報提供施設			
売春防止法第36条に規定する施設	婦人保護施設			
	社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの			
事業所	労働基準法別表1に規定する事業所又は事務所			
寄宿舎	学生又は労働者を寄宿させる施設			
矯正施設	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設			
	少年院法第3条に規定する少年院			
	少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所			
自衛隊		自衛隊		
その他	前記「学校」から「自衛隊」まで以外の施設	有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅 有床診療所(許可病床数17以上) 認可外保育所、地域型保育事業 警察学校、消防学校等		

(2) 経営形態による分類

直 営	施設の設置者・管理者が利用者のために、当該施設に必要な施設を備え、自らの責任において給食の運営及び管理を行うもの。
委 託	<p>施設の設置者・管理者が利用者のために、施設長の責任において、第3者に給食業務の全面あるいは一部を委託し、当該施設内外の調理施設を使用して給食を行うもの。</p> <p>○委託経営形態</p> <p>業者委託:給食専門会社への委託</p> <p>準委託:子会社、系列会社、関係団体に委託</p> <p>共同組合:地域又は同業者により共同出資し、給食施設を経営</p> <p>弁当給食:弁当業者に委託</p> <p>○委託方式</p> <p>経営委託:給食経営全体を委託する方式</p> <p>労務委託:管理部門を除き、労働業務のみを委託する方式</p> <p>○委託範囲</p> <p>全面委託:給食の運營業務全体の委託</p> <p>部分委託:献立作成、調理、食器洗浄等の業務を部分的に委託</p>